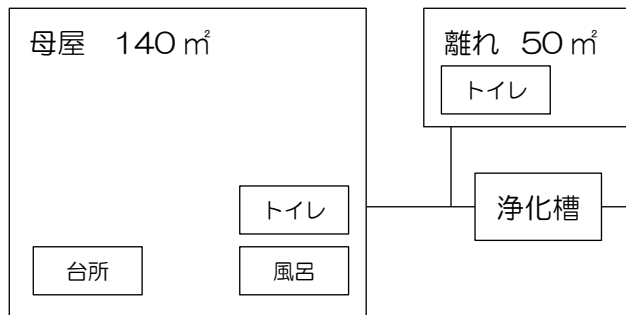


一戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定基準における
ただし書の取扱要領Q&A

- Q1 図1のように母屋が1つと離れが1つある（貸家・建売ではない）専用住宅に浄化槽1基を設置する場合、緩和措置を適用できますか。また、適用できる場合はどのように考えれば良いですか。



【図1】

- A1 「母屋」と「離れ」については一の住宅として取り扱います。「離れ」とは単体として住宅の機能を持たない「住宅に付属する建物」であり、風呂、台所、便所のいずれかを母屋と共有（「離れ」に少なくともいずれか一つの機能が無いこと）しなければならないものをいいます。この場合は一の住宅として緩和措置を適用し、緩和の要件・条件を満たせば処理対象人員を5人とすることができます。

- Q2 建物は（二世帯住宅及び貸家・建売ではない）店舗併用住宅ですが、浄化槽を設置する際に緩和措置の適用を受けられますか。

- A2 店舗部分と住宅専用部分が明確に区別できる店舗併用住宅の場合、用途別に独立して浄化槽の処理対象人員を算定する場合には、住宅専用部分について緩和の要件・条件を満たせば、緩和措置の適用を受けられます。

なお、店舗兼用住宅については、当該住宅の居住者以外のものが店舗で就労することが無く、店舗部分に浄化槽への流入する排水が無い場合などは、全体を住宅として取り扱っても差し支えない場合がありますので、建築部局への協議など密におこなってください。

「併用住宅」・・・住宅とそれ以外の部分が内部で繋がっていない住宅（行き来できない）
「兼用住宅」・・・住宅とそれ以外の部分が内部で繋がっている住宅（行き来できる）